

令和2年5月15日

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

泉大津市長 南出 賢一



新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなく
なった場合に対する対応についての緊急要望書（回答）

みだしの件について、下記のとおり回答します。

記

① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化
を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡
易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回答 1) 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の条例化については、
すでに実施済みで(4月21日専決)、ホームページ等にも掲載し、周知をはか
っているところです。内容については、国の基準に準拠していることから、対
象は被用者のみとなります。また手続きについても、なるべく簡易にするため、
申請様式を国の様式例にしたがったものとしています。なお、郵便での申請も
可能です。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようすること。

(回答 2) 新型コロナウイルス感染症にかかる減免制度についても、国の基準に沿った制度とするため、条例・規則等の改正を検討しているところです。実施にあたっては、制度を周知するとともに、郵便等による受付も可能としたいと考えています。

③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

(回答 3) 保険料の納付が困難な方に対して徴収猶予制度の周知を行い、納付相談を受けた場合は、個々の事情や状況等をきめ細やかに聴取し、徴収猶予制度の適用の検討も含め迅速かつ柔軟に対応してまいります。

④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

(回答 4) 保険料の徴収につきましては、公平性の確保を図るため、法に基づき財産調査を行い差押等の滞納処分を実施しています。実施にあたりましては、個々の滞納者との納付相談により実態を把握するよう引き続き対応してまいります。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

(回答 5) 一部負担金減免については、新型コロナウイルス感染症に対しての国からの特段の措置が無いことから、従前の取扱いによる対応となります。